

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H16.4.16 アビジャ ン(コート ジボラー ル)で (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン 大使(コートジボ ラールにて兼轄) ベナン側 オスマール・ド ・スーザン・ベナン大使	H17.5.24 303号
ベナン	第五次村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	第五次村落給水計画を実施するために必要な 1.車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の機械の操作指導に必要な役務の供与	212,000千円 H17.3.31まで	H16.6.17 コトヌで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン 大使 ベナン側 ロザリアン・ビ アウ外務・アフリカ統合 大臣	H17.5.24 298号
ベナン	コトヌ零細漁業開発計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	コトヌ零細漁業開発計画を実施するために必要な 1.漁港基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	287,000千円 H18.1.13まで	H17.1.14 アビジャ ン(コート ジボラー ル)で (同日)	日本側 平松武在ベナン 臨時代理大使(コ ートジボ ラールにて兼轄) ベナン側 オスマール・ド ・スーザン・ベナン大使	H17.6.29 547号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H18.3.31まで	H17.4.14 アビジャ ン(コート ジボラー ル)で (同日)	日本側 塩口哲朗在ベナン 大使(コートジボ ラールにて兼轄) ベナン側 オスマール・ド ・スーザン・ベナン大使	H17.6.24 504号
ベナン	第五次村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	第五次村落給水計画を実施するために必要な 1.深井戸給水施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	602,000千円 H18.3.31まで	H17.7.21 コトヌで (同日)	日本側 塩口哲朗在ベナン 大使 ベナン側 ロザリアン・ビ アウ外務・アフリカ統合 大臣	H17.8.15 785号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H18.11.29まで	H17.11.30 アビジャ ン(コート ジボラー ル)で (同日)	日本側 塩口哲朗在ベナン 大使(コートジボ ラールにて兼轄) ベナン側 クリストフ・ベ グボ在コートジボ ラールにて兼轄 ベナン臨時代理大使	H17.12.14 1155号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。